

令和2年 10月1日から 上下水道料金が 変わります

上下水道は、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上や水質保全など、市民生活や企業の経済活動にとって欠かすことのできない社会基盤です。

将来にわたり安定したサービスを提供していくために上下水道料金を改定します。

ご理解とご協力をお願いします。

上下水道事業の現状と課題

市ではこれまでに、業務の包括的民間委託や、施設運営の最適化による電力削減など、経営健全化の取り組みを行ってきました。しかし、今後、人口減少により水需要の減少が予測され、それに伴い料金収入の減少が見込まれることから、上下水道事業の健全な経営を持続できない見通しです。

水道事業は、老朽化した施設管路の更新、施設の耐震化などに多額の費用が必要となり、現行の水道料金では、財源不足により計画的な工事の実施が困難となります。

また、下水道事業は、事業初期に多額の建設費が必要であり、それに係る企業債の償還金の負担が大きいことや、地方公営企業法の適用により、独立採算制が強く求められることなどから、資金不足が生じ、他会計からの借入れを行っているのが現状です。

これらのことから、将来にわたり健全な経営を維持し、皆さまに安定したサービスを提供し

続けるために、上下水道料金の改定をお願いすることになりました。

新しい料金体系

上下水道料金は、これまで基本料金に含まれていた水量を廃止し、水量に関係のない基本料金とします。それに伴い、従量料金に1m³の使用からの区分を新設します。

また、基本料金と既存の従量料金単価を約20%改定します。さらに、集落排水処理施設使用料を、下水道使用料と同一にします。詳しい料金表は左頁をご覧ください。

新料金を適用する時期

料金改定に伴い、令和2年10月1日以降の使用分から新料金が適用になります。ただし、令和2年9月30日以前から継続して使用している場合、経過措置により、令和2年12月請求分までは旧料金となり、令和3年1月請求分から新料金が適用になります。

水道の改定前後の料金

■ 現行の水道料金

(2か月あたり・税抜)

メーター口径	基本料金 20m ³ まで	超過料金 (1m ³ あたりの単価)		
		21~60m ³	61~200m ³	201m ³ 以上
13mm	1,600円	85円	95円	105円
20mm	1,900円			
30mm	2,400円			
40mm	2,800円			
50mm	4,600円			
75mm	7,000円			
100mm	9,000円			
共用 (1戸または1世帯につき)	1,600円			

■ 改定後の水道料金

(2か月あたり・税抜)

メーター口径	基本料金	従量料金 (1m ³ あたりの単価)			
		1~20m ³	21~60m ³	61~200m ³	201m ³ 以上
13mm	1,920円	4円	102円	114円	126円
20mm	2,280円				
30mm	2,880円				
40mm	3,360円				
50mm	5,520円				
75mm	8,400円				
100mm	10,800円				
共用 (1戸または1世帯につき)	1,920円				

■ 現行の水道料金との比較

(2か月で40m³使用した場合)

(税抜)

口径	現行の料金	改定後の料金	差額
13mm	3,300円	4,040円	740円
20mm	3,600円	4,400円	800円
50mm	6,300円	7,640円	1,340円

< 計算例 >

メーター口径 13mm で、2か月で40m³使用した場合
(世帯人数2~3人の一般家庭を想定)

- ①基本料金 1,920円
- ②従量料金 (1~20m³分 4円×20m³ = 80円
21~40m³分 102円×20m³ = 2,040円)

2か月分の水道料金 (①~②の合計) 税抜 4,040円

下水道の改定前後の使用料

■ 現行の下水道使用料

(2か月あたり・税抜)

種別	基本使用料 20m ³ まで	超過料金 (1m ³ あたりの単価)					
		21~40m ³	41~60m ³	61~80m ³	81~100m ³	101~200m ³	201m ³ 以上
一般汚水	1,900円	105円	125円	145円	165円	190円	210円

■ 改定後の下水道使用料

(2か月あたり・税抜)

種別	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたりの単価)						
		1~20m ³	21~40m ³	41~60m ³	61~80m ³	81~100m ³	101~200m ³	201m ³ 以上
一般汚水	2,280円	6円	126円	150円	174円	198円	224円	245円

■ 現行の下水道使用料との比較

(2か月で40m³使用した場合)

(税抜)

種別	現行の使用料	改定後の使用料	差額
一般汚水	4,000円	4,920円	920円

< 計算例 >

一般汚水用で、2か月で40m³使用した場合
(世帯人数2~3人の一般家庭を想定)

- ①基本使用料 2,280円
- ②従量使用料 (1~20m³分 6円×20m³ = 120円
21~40m³分 126円×20m³ = 2,520円)

2か月分の下水道使用料 (①~②の合計) 税抜 4,920円

問合せ先 経営企画課 ☎22-8147

